北海道自然保護協会会報——1991年10月号
Nature Conservation Society of Hokkaido
№ 76

NC HOKKAIDO

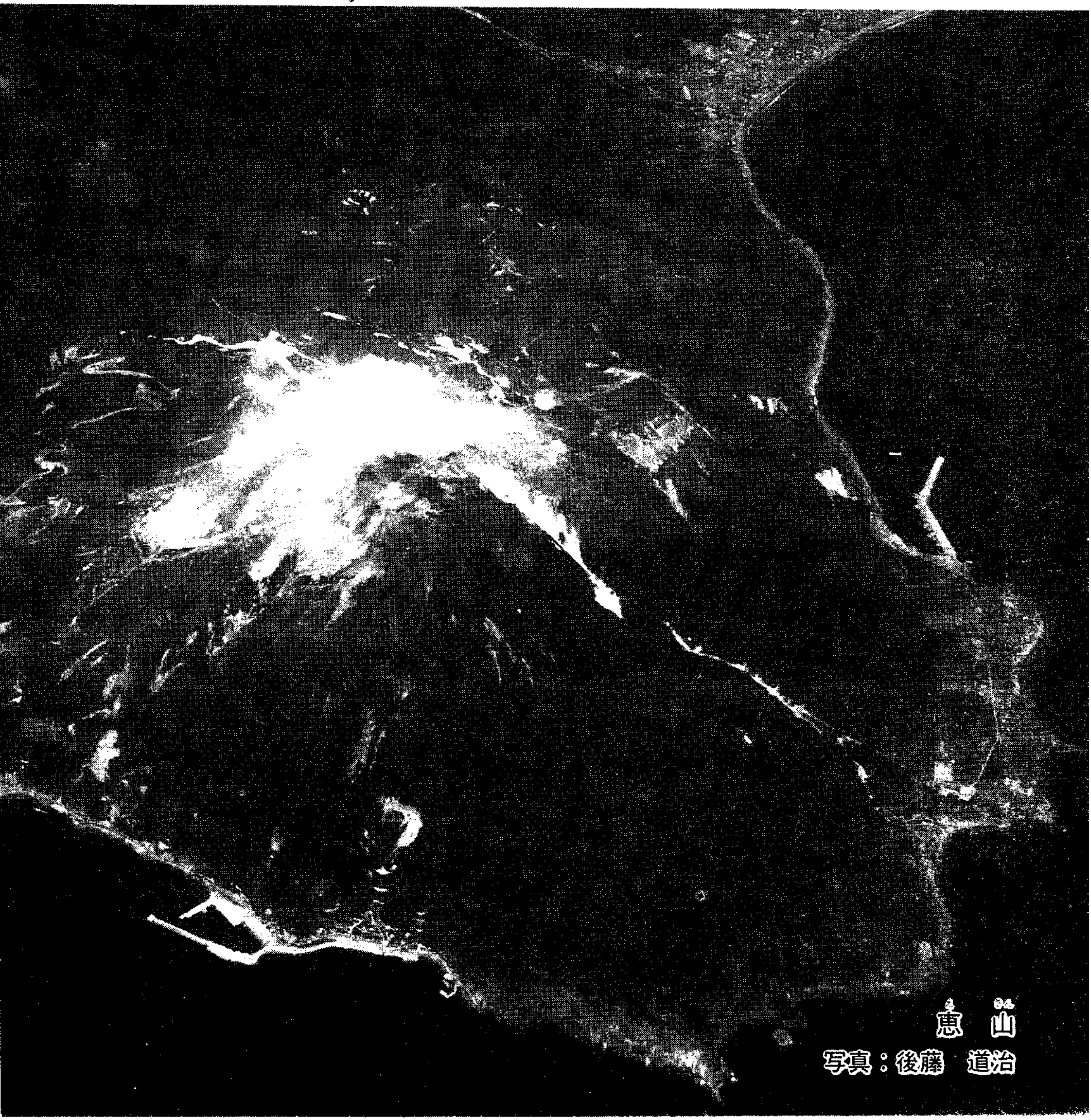

恵山

写真：後藤 道治

屈斜路湖畔のゴルフ場計画

紺谷友昭（常務理事）

1、日本列島の丘陵地の森林を取り去り不毛の地に変えていくゴルフ場の建設はとどまるところを知らない。とくに北海道には一九九一年七月現在営業中のゴルフ場一二四か所、造成中四六か所があり、いずれも日本最高、計画中は七五か所で千葉県（九二か所）についで二番目である（『北海道新聞』七月八日）。

北海道自然保護協会は今回、数多いゴルフ場の中でも、とくに阿寒国立公園の屈斜路湖畔で計画中のそれをとりあげ理事二人が現地調査し、その後計画の中止を求めることになった。以下、その経過を報告する。

一九九一年六月二日、千歳市でゴルフ場ネットワークや当協会主催でゴルフ場シンポジウムが開かれた。そのとき各地からの報告が行われた中で特に印象的だったのは、弟子屈町の屈斜路湖畔から来た戸塚美波子さんが湖に面する国立公園の中にまでゴルフ場が作られる恐怖を訴えたことだった。出席していたわれわれも自然保護の最後の聖域というべきところにまで乱造が及んでいることに危機感を覚え、協会理事会で検討した結果、ひとつの典型例としてこの問題に取り組むことになった。

2、火山噴火によって生まれた屈斜路湖の西方は急な崖、東方はなだらかな丘陵地になっている。ゴルフ場の計画地はその東方の丘陵地の南方にある二〇六haの農地＝**写真下**＝で、そこを森久エンジニアリング（本社・東京、資本金一億円）という会社が買収しゴルフ場やコッテージ群を作ろうというのである。

国立公園の特別地域がどうして民有の農地になったかというと、それはもっぱら一九六七年から六九年にかけて行われた道営開拓パイロット事業（のちに農地開発事業）による。この事業では、なだらかな丘陵地二二六haの森林を伐採し、その中に一一三haの農地、三・三haの道路、一〇九・八haの付帯地を作り、農地は一六戸の農家に売り渡された。現在は一二戸によって所有され、このうち六戸は土地を他の農家に賃貸しているという。

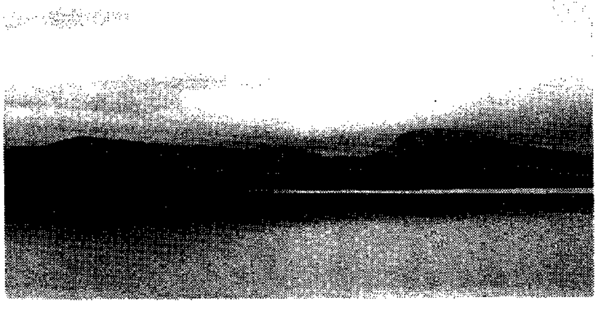

3、七月一〇日から一二日にかけ中野徹三常務理事と私とが行った現地調査では短期間にもかかわらず多くの人々の協力のおかげで多くの物を見、多くの話を聞くことができた。それらをいくつかの点にまとめてみる。

一九六三年から一九九一年まで六期にわたって町長をしていた人は各種の開発に非常に熱心だったようだ。この人についてはさまざまなことを聞いたが、レジャー施設では民間企業に働きかけて「イナセランド」というものを誘致したが、それは倒産した。また一九八八年には町有地を提供してゴルフ場を作っている。

前述のパイロット事業にしても農家、または農家を代理して市町村が道に申請して始めるものであり、この場合は町が音頭をとったのであろう。そうして作られた農地をゴルフ場に変えることもまた町の働きかけによるものだったようである。

一一日に大勢の人々で計画地を回った＝**写真左頁**＝。そこからは広い湖を一望できる絶景の地であり、農地はジャガイモの花で埋まってい

た。しかし湖のほとりに多くの施設を作ったにもかかわらず、湖の汚染防止対策はなされなかったようだ。温泉地の池の湯、砂湯などの排水を見たが、ほとんど処理されていないとみられる汚水が湖に流れ込んでいた。

現地調査の後は弟子屈町役場で担当の吹田主幹（企画係長）らに会い、ゴルフ場から出る汚水対策などについて質問した。吹田氏は「現在の農地にコースを作り、残った森林はいじらない。汚水は活性炭により浄化し、残水は芝生に散布するなど業者に厳しい条件を提示している。この開拓地では一二戸のうち六戸が離農している状態にある。そこがゴルフ場として利用されるなら、かえって森林が保全される利点があるのではないか」という内容のことを説明した。

このあと役場の同じ場所を借り、森久エンジニアリングの内海千生開発事業部次長、同社の委託を受けゴルフ場計画を担当している株式会社アルファプランニング（釧路）の脇武寿氏に会い、計画の詳細について聞くことができた。二人によると計画地の地権者は一一人（他の一人は農協ないし町と思われる）で、全員が売却に同意している。一八ホールのゴルフ場の他に、レンタル式のコッテージハウス約二百戸、屋内シュミレーションゴルフ場などを作って通年滞在型のリゾート地にすることを目指す。排水を三次処理する計画はある。これらに要する総費用は一二〇億円と見込んでいる、とのことだった。

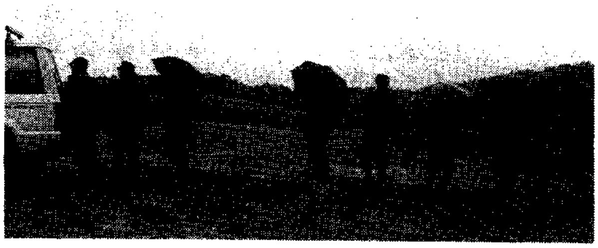

4、一二日午前中は吉田千代司町長と面談した。町長は、同町内の農家はかつての一〇〇〇戸から現在は三〇〇戸に減っており、町の活路は観光しかない。それも現在は通過型の観光客が多いので、これを滞在型のものに変えるにはゴルフ場や宿泊施設を作っていくしかないようだ－むね話し、計画を変える気はないようだった。しかし、当協会では現地調査の報告をもとに検討した結果、計画の中止以外に環境を守る道はないと判断し、七月二六日、その要望書を環境庁長官、道知事、弟子屈町長、森久エンジニアリング社長に提出した。

5、弟子屈町のケースが示しているように現在は私有になった土地が売られて自然破壊が起きるばかりではない。公有地もレジャー目的のために売られる時代になった。それは小さな町村の土地から中央政府所有の土地にまで及んでいる。資本の論理が国土のすべてに貫徹している点でもわれわれの国は世界一のようにみえる。

つけ加えておかなければならないことは計画地の近くはコタンという集落名からわかるように古くからアイヌの人々が住んでいたところだ。数万年前に湖が生成してしばらくたったあと、そこから太平洋に流れる釧路川をつたって無数のサケがのぼっていた。それらを生活の資にして人々は平和に暮らしていたにちがいない。また釧路川の水は釧路湿原をうるおし、釧路市の水道水源になっている。これらのことから屈斜路湖周辺の森林を育成し、そこに流れ込む水を浄化させることは緊急に必要なのである。

弟子屈町にしても、湖周辺の豊富な温泉を活用して保養施設や福祉施設のようなものを作り（現在一か所あるようである）、それらや各家庭からの排水は下水道処理施設を作ってできるかぎり浄化して湖の水質を守ることによって滞在者の増加と環境保全とを両立させることができるのではないか。他国に類例のない公共事業費を使っている国がこういうことを援助できる予算をもっていないこともまたおかしいのである。

この調査では戸塚さん宅に泊めていただいたほか、釧路市の松田佐吉さん、女満別町の小田島護さん、本別町の磯貝高士さんなどが車を駆って参加してくれた。この問題を最初に立派な記事にした毎日新聞の若い記者、本間浩昭さんがわれわれに熱心に同行していたことも忘れがたい。このような国にありながら、自然の破壊に心を傷め、なんとかしようと願っている人が各地にいることを心にしみるように思った。

「コタンの山と湖水を守る運動」

松田佐吉
（釧路市在住）

屈斜路湖にある砂湯に至る道道に古丹（コタン）というバス停がある。かって先住民族が住んでいた部落のあった所をそのままあて字で地名にしたのであろう。

私がこの活動に参加したのは、去る七月一〇日、屈斜路湖畔に住む戸塚美波子さんという一面識もない女性からの突然の電話がきっかけになった。戸塚さんは、「コタン山の緑と湖水を守る会」を主宰していて、屈斜路コタン地区に建設予定のゴルフ場計画に反対する運動を進めようとしていた。電話の内容は、明日（一一日のこと）北海道自然保護協会の役員が現地視察に入るので、集会をするという。今になると、この運動に至る経緯が見えてきたが、その時は何の準備もなくて、戸塚さんの要請に急拠応ずることになった。

この集会で私は大先輩諸氏に逢うことができた。北海道自然保護協会の紺谷・中野両先生はじめ、町議の方・野生動物の著者の方など、すっかり意気投合して、日帰りの予定が一泊することになって終わった。

あれから約二ヶ月近くになるが、運動に参加し、人をたずね歩く私に、周囲の友人達は他の町のことだから余り出過ぎたことはよせとも、地元の春採湖のことをもっとしっかりやれともいう。しかし、ここ数年来、道が指摘した一一二ヶ所の北海道自然保護樹木をたずねて、推定樹齢一三〇〇年に及ぶ樹を見、近世の北海道の人の生きざまにふれたりしていると、もうこれ以上の開発をすれば、北海道は北海道でなくなって終うと思う。まして、釧路地域に住む住民の一人として、生活の水を釧路川か

阿寒国立公園内―ラムサール条約指定隣接地を流れる―釧路川源流

ら得ているその源流の近くで、新しい開発がなされようとしているので、見過ごすことも出来ない。

さらに先住民族の遺跡は、文化遺産である。人間の歴史を辿る重要な鍵を秘めている。一つとして疎かに出来ないのだ。その意味でも、このコタンと云われる地域の調査は完了しているのだろうか。農地や草地からは、かってヤジリも出たという、一方では怠りがあり、一方では地域振興という名目で、農地や草地に国や道の資金が導入され、計画通りにならなくなったといって、民間資本によって転用し活力を与えようとする程、この国土は軽視されてよいものか、次から次へと疑問や課題が浮上してくるのも当然といえよう。

今、私はかつての〝知床伐採を考える釧路市民の集い〟を想い起こしている。あれも地元ではないが、道東の国立公園としてかかわった。二ヶ月位の準備期間しかなかったが、組織した準備委員会は、八〇才になる丹葉会長をはじめ、一八才の高校生を含め、二〇に余る団体と、一〇〇人を越える「呼びかけ人」で〝集い〟は六〇〇人を越えていた。勿論、報道機関のご協力も存分に頂いたが、まさに草の根運動から地殻変動への姿であった。この度の運動は、

弟子屈町のお家事情もあることは承知している。しかし、国立公園内でのリゾート計画は慎重にあるべきだし、まして庶民はゴルフ場がまだ多くなった方がよいと考えているのだろうか。巷の声を少し紹介しよう。

○ 署名用紙一〇枚位持っておいでといって、ゴルファーの常連客にも署名させた喫茶店のママ。

○ 国立公園の中から、草一本、石ころ一つ持ってこれないのに、何百町歩ものゴルフ場なんて許可になるのかいと眉をひそめる炭砿離職者。

○ 我々の飲む水の水源地の近くにゴルフ場！とんでもないという市民。

北海道自然保護協会は北海道知事あてに〃計画の中止を求める要望書〃を七月二六日に提出した。これにならって地元では八月九日に、自然保護を考える地元有志が釧路支庁長に逢って〃中止を求める要望書〃を手渡した。戸塚さんは一〇〇〇人を越える署名簿を弟子屈町長に手渡す準備を進めているし、道・地方ぐるみで九月下旬には、北海道知事・道議会議長あて中止の申し入れをするための運動を進めている。しかし一方では、湿原周囲の丹頂鶴の営巣地の近くにゴルフ場設営の認可が道から出たというショッキングな報道が今日の朝刊にのっていた。道は道民に占める道内ゴルフ人口など掌握しているのだろうか。ゴルフはもはや一般公共的スポーツであって、特定階層のものでないと認定しているようであるが、かかる経費を見ると何とぜいたくなスポーツか、とても庶民のスポーツとはいえないというのが周囲の声である。

そもそも阿寒国立公園は、わが国における国立公園法第一号に認定されていて、その歴史は古い。国立公園は一自治体・一企業の裁量によって左右されるべきものではなく、国民全体の財産である。一九九三年には、ラムサール国際会議が開かれようとしている当地域にとって、地球規模で自然保護が叫ばれている今日、このような乱開発は許されるべきではなく、課題をかかえながら、唯ひたすら純粋に、この地域のことを考え、住民の安全な生活が守れるよう運動の展開に努めたいと念願している。

自然豆事典 ㉗

防霧林

辻井達一
（北大農学部教授）

ぼうむりん、と読む。防風林の一種だが日本の、しかも北海道特有の保安林である。

釧路から根室にかけての北海道東部の太平洋岸には六月から八月にかけてしばしば濃い海霧が襲来する。かつてはこの海域の漁船が、そして今では釧路空港発着の飛行機が泣かされるのがこの霧である。レーダーの無い頃には霧笛が唯一の頼りとされた。霧を消す方策もさまざまに実験されているがまだ実用化されていない。

霧は黒潮と親潮の接するところで発生し、陸と海との気温差から風によって運ばれてくる。

海霧を消すことは難しくても、これを軽減させることはできるのではないか、として一九五〇年代から森林の持つ防霧効果の研究が行われた。

厚岸付近の海岸段丘を中心としてみられるダケカンバ林が調査され、霧粒が樹木に捕捉され、霧をともなう風が樹林で減速されることからその効果が認められて防霧保安林が設定された。

樹林帯の欠けた部分や、低くなったところ、そして谷地形の部分では明らかに濃い霧が内陸に向かって侵入するのがみられる。

昔、根室では霧が森林から発生すると考えて樹林を伐ってしまったと伝えられるが、今では造林のむづかしい海岸部で、霧を防ぐためにいかにして森林を形成させるかが大きな課題である。

防霧林の典型的なものは、厚岸から霧多布にかけての海岸に沿った道路を通ればみることができる。空中湿度が高いために、樹の枝には多くのサルノオガセの絡むのがみられる。

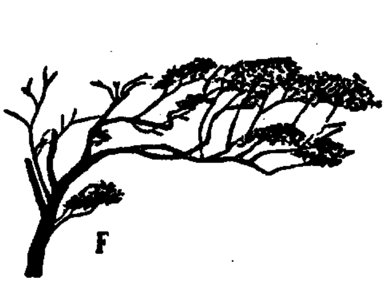

防霧林帯の樹型の一つ
（畔柳原図）

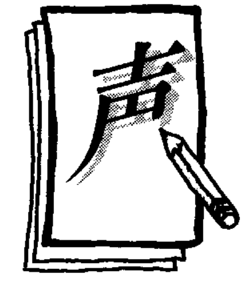

総会議事録を読んで

大木敏嗣

前略、小生、一九七一年に入会した会員歴二十年の者です。住所が遠方にあり、これまで会員として協力できたのは、会費を納入すること(それも、滞納が多く何回か請求されてやっと払い込む始末ですが…)だけでしたが、今回、会報で通常総会の議事録を拝見し、黙認出来ない内容の発言が一部会員の方からあったのを知り、この投稿となりました。

まず、委任状の有効性についての異議が出されていますが、会員数が一、〇〇〇人を超える団体で、全ての会員が出席できる総会を開催することは不可能であり、その場合、出席出来ない会員が、自分の意思表示の手段として委任状を提出することは当然のことです。定款に明文の規定があれば、会議の成立要件として委任状を出席者数に加えることは何等問題なく、NC北海道の場合も第二〇条に「出席したものとみなす」と規定があるので、「実際の出席者が定足数に達していないから総会は成立しない。委任状を出した会員を出席者数に加え、定数に足りたとする定款の解釈は違法だ」との発言氏の主張は、逆に定款無視の発言と言わざるを得ないでしょう。また、定款上、議長は出席者の中から選出することとなっているので、最初に、司会者が会議の成立を確認し、それから議長の選出を出席者に諮った後に議事にはいるべきで、この点については、執行部の段取りに疑問を感じました。

また、発言氏は、「総会に出席出来ない会員は賛助会員とし、総会に出席出来る人だけを会員とすべきである」と発言していますが、これは他の会員を冒とくした、乱暴な発言であります。一般に、いかなる団体であっても、ある目的を実現するために賛同した人を会員として、目的実現のための活動を行っているものです。そして、その活動に対して、会員は自分の可能な立場で参加する資格と権利があります。たまたま総会に出席出来るか否かで、会員の資格を判断されるのではない筈です。もしそれだけで判断されるのであれば、道外はもちろん、道内の殆どの人が会員資格を失うことになります。仮に、今回の総会を例にとって氏の発言を採用したとすれば、六九〇万円近い会費収入を五三名の人で負担することになります。発言氏は、このことを良しとするのでしょうか。協会発展のために献身的な努力をされている方も大勢いらっしゃいます。しかし、それ以外の人は会員として認めないというのであれば、何と寂しい考えでしょうか。会長は、「意見としてうかがった上で検討する」と回答していますが、もっと前向きの姿勢で、総会の席上でこの意見を拒否すべきではなかったでしょうか。

自然保護運動は、まさに自然を保護しようとのことから発足したもので、「地域の自然を守る」運動も草の根運動としてもちろん必要ではありますが、今日の自然保護は、単に「景観を保っていこう」「絶滅の危機に瀕している種を守ろう」というだけではなく、地球環境問題を切り離して考えることが出来ない、もっとグローバルなものとして捉えていく必要があります。昨今話題のゴミ問題やゴルフ場の農薬問題、湾岸戦争時におけるペルシャ湾の汚染問題などはその象徴といえます。そのような時に、NC北海道も活動の拡充・強化を図っていくために、更に一層の努力をして頂きたいと思います。

(埼玉県在住)

◆ ◆ ◆

屈斜路湖のゴルフ場問題に立ちあがって

戸塚美波子

会としての活動を始めて、アッという間に二ヵ月ちかく経過しました。ここ屈斜路コタンの住人である私たちが、コタン山の裾に広がる丘陵地帯に、ゴルフ場建設の予定がある、と、耳にしたのは一昨年の夏でした。半信半疑ながらも、情報を集めはじめましたが、実態を知るにつれ、大きな不安が私たちを覆いました。ゴルフ場の予定地とされている一帯は、コタンのフチたちが、永年にわたって山菜を採りに通っている聖域だったのです。とは言っても、このコタンの人々が所有している土地ではありません。現在は、屈斜路地域で酪農業を営む人々が地権者です。そういう訳で、フチたちは「ひ

とさま」の山で、肩身の狭い思いをしながら、それでも、春になると満面に笑みを浮かべ、カゴやリュックなどを背負い、山へ向かったのです。

〝フチたちの山が消える〟、山は?湖は?、どうなるの?真っ先に思い浮かんだのはその事でした。

やはり、現地に住む自分自身に関わる事に心を奪われました。でも、女たちが折りに触れて話し合ううち、問題が、山のことだけではなく、もっともっと大きな問題を含んでいることに気づきました。農地がゴルフ場予定地に売り渡される。怖いことだと心の底から思いました。予定地には、このコタンから砂湯という地域まで流れる大切な飲料水の貯水池もあるのです。丁度この頃、屈斜路湖に潜って、湖底の状況を撮ったカメラマンと行動を共にした方から、とにかくひどい汚染だったという話しを聞き、これはもうコタンだけの問題ではないと、何とかしなくてはいけないと、考えた挙句、行動を起こす決意を固めました。誰だって嫌ですよね、当事者になんて成りたくなんてありません。面倒なことからは逃れたいものです。でも、わたしたち、冬、春、夏、秋と、それぞれの表情を持つ自然と向き合っていて、この夏はヘビが少ないね、とか、ミミズが減ったね、等々、気がついたら、あの山の木が減ったね、等々、気がついたら、そういう会話ばかりするようになっていました。その会話の延長が、コタン山の緑と湖を守る会へと発展?しました。なお会報の「wa」の意味は、ワッカ(水)であり、和であり、輪であり、我れらの意を込めて付けました。それぞれが、それぞれの立場で、ゴルフ場は本当に必要なのか?大地は、水は、木は、いったい誰のために、何のために存在しているのか、考える時が来たのだと思います。

(弟子屈町在住)

千歳川放水路シンポジウム

熊木大仁 (理事)

千歳川放水路問題について従来から当協会と連携してきた日本科学者会議道支部、苫小牧自然保護協会、日本野鳥の会苫小牧支部、日本野鳥の会ウトナイ湖サンクチュアリ、千歳川放水路を考える会との共催により「千歳川放水路シンポジウム」を八月二十五日札幌市婦人文化センターで開催した。

今回のシンポジウムは自然環境保護のほか農・漁業への影響や、石狩川と千歳川の治水対策、その問題点、千歳川放水路の代替案について、科学的・総合的に問題点を明らかにし、広く一般の市民に訴えるのが目的であった。社会的関心の高い問題だけに、関係する市町村、団体、農漁業者、一般の市民など二百人を超える参加者があった。

シンポジウムでは、開発局による千歳川放水路計画の概要とそれによる影響対策の説明および質疑応答、総合討論の時間も設けた。

多様な課題に対して発表者に与えられた時間は少なく、十分な説明ができなかったこと、会場からの多くの質疑に対して答える時間がなかった、などの不満が残ったが、質疑に対しては後日関係者から回答することとした。

開発局は放水路に反対する側の説明に対し、実証データに基くものではないと反論しているが、それは、開発局自身に責任があると言わねばならない。また、水理計算でい開発局自身に責任があると言わねばならない。また、データを公表しようとしない開発局自身に責任があると言わねばならない。また、水理計算で水面勾配を使っていることを批判したが、不等流計算はエネルギー計算であり、河床勾配にこだわると、基本的治水対策を見失うこととなる。

多くの問題があることを、多数の参加者に解ってもらえたと思う、それが今回のシンポジウムの成果である。

二泊三日の青い空

長谷川　功（名寄市在住）

参加の前に「自然観察指導員講習会」これはいったい何なのか、と考えてみた。以前名寄からもこの講習を受けた者がいて、受講後暫くしての彼等の、自然に接しての取り組みの態度が「いままでと資質の全く異なる人間」程に変革していたということがあった。

自らの反省についていえば、なよろ野の花の会（植物観察会）の結成当初から参画している関係上、時によっては指導的立場に引き出されることもあるが、自然と立ち向かうこのような場合、いつもそれに対しての認識の足りなさを痛感するということがあった。受講してみようという動機はこれだけではない。講師陣に魅力があり、謦咳に接してみたいという欲求も強くあった。このような恰好のよいことばかりではない。腹が太くなっていて、十二粁や十五粁ぐらいの毎日の散歩では、いっこうにスリムにならない。講習の二泊三日の過密スケジュールで絞り上げられれば、多少酒を飲んでも、細くなれるだろう。

真面目に考え不純に思い付き、参加が決まった。指導実習で強く印象に残ったのは、樽前の主の三浦先生、渓畔広葉樹林、針・広混交林内での鮫島先生、砺波ヶ丘での俵先生。

参加して本当に仕合わせ、と心から思った。講習以外で印象に残ったのは、一人三十秒以内で済ませるという自己紹介である。三十秒の自己紹介はむずかしい。なにもかも端折って、そこで「自然に敏感な人を、グリーン・サムというのだそうです。酒ばかり飲んで、鈍感なのは、ドン・ウィスキーと申します。名前は四五番の男です」これでどうにか制限時間内で終えれただろうし、少しは面白いか…どうかな。反応を待ったが、しらじらと白けたもので、首を傾けた者もいなかった。駄洒落は、短くても長くても通じないものらしい。懇親会も多くの人との交流があり嬉しかったが、最後まで残っていたのは、飲み足らない呑み助か、人と討論したいという悪癖のある不平分子ばかりと見受けた。自分も終わり近くまでいたので面白かった。

我々の泊まった部屋では毎夜、酒盛りがあった。講師の寝所が真向いにあるので、先生方とも酌み交わした。酒は雲助の嗜みであるが、失敗や脱線がある。「オオイヌノフグリとかタチイヌノフグリという植物名はけしからん。象皮病のホーデン。ホーデンがペニスみたいに立つものか…」と鮫島先生に絡んだらしい。「茎が立っているから…」とかなんとか応答して下さったのは覚えている。

それでも夜通し三～四回も厠に行き、アルコール気を抜いて明日に備えた。こういう緊張もいいものだ。

図を片手に説明する俵先生（自然観察指導員講習会―名寄市）

むかしから、顔を出した行事には雨が降ったことがない。最近この神通力が不確になっていて、テルテルヂイにならなかったが、二泊三日の空の青さは、久し振りに身に染みて痛かったが、何か背の筋が伸びて、活き活きと甦ったようであった。

陳情書
要望書
意見書

「千歳川放水路計画」に関する環境影響調査についての要望書

一九九一年七月一日

北海道知事　横路　孝弘様

㈳北海道自然保護協会
会長　小暮　得雄

昨今の新聞報道によれば、北海道開発局が実施しようとしている「千歳川放水路計画」に対し、北海道では、平成三年度中に美々川流域を対象として独自の自然環境影響調査を行う方針を決定し、すでに調査費も計上されたと伝えられます。

「千歳川放水路計画」が、農漁業等への影響とならんで、野鳥の宝庫ともいうべきウトナイ湖およびその水源である美々川源流域の自然環境に重大な影響をあたえる虞れがあることは、従前から多くの自然愛好家や自然保護関係者によって指摘されていたところであり、当協会も、かねて、自然生態系を大きく分断する放水路計画に対し、強い懸念を表明してきました。

このたび、道が、美々川流域の自然環境を重視し、独自に同地域の自然環境影響調査に踏みきったことは、当協会の立場からも、十分評価に値するものであります。しかしながら、その際、本調査を待って、北海道開発局が「環境影響評価（アセスメント）」の手続きにはいり、知事はそれを受けて、三ヶ月以内に「意見書」を提出することになる、旨の予測が報じられていることに留意しなければなりません。

当協会としては、むろん、石狩川下流および千歳川流域の洪水対策が進められることじたいに異を唱えるものではありませんが、はたして「千歳川放水路」が唯一の解決策であるのか、については強い疑問を持っております。そもそも千歳川にくらべてはるかに水量の多い石狩川本流の抜本的な洪水対策なくして問題の根本解決がないことは自明というべきでしょう。たとえば、石狩川河口部におけるより小規模な放水路工事、背割工方式による石狩川治水、遊水池の創設ないし活用、などによる総合的な治水の方が、より経済的で有効ではないか、というたぐいの疑問に対し、いまだ開発局側から納得できる科学的な説明に接していないことはまことに遺憾であります。その辺が未解明なままに「千歳川放水路」計画が進行し、一方で、水に強い水田が水に弱い畑作に転換され、あるいは保水力の弱いゴルフ場が各地に造成されて水害への負荷を増大させている、という矛盾に満ちた現状を、当協会は深く憂慮するものであります。

本来、大きな開発行為を計画するばあいには、その構想段階において、各種の計画案が多角的に比較、検討され、その上で最も有力な計画案が導き出されるのが筋道であります。しかるに「千歳川放水路」計画に関しては、突如として計画が浮上し、他の代替案はすべて否定され、「はじめに放水路ありき」の感を拭うことができません。関係住民の理解もなお得られていない現状では、到底、事業実施を前提にした「環境影響評価」の手続きにはいる段階にはたち至っていないと考えられます。

当協会は、上述の認識に立って、

(1)　本調査の実施にあたっては、放水路計画の推進を前提としないこと

(2)　自然環境ないし生活環境への影響調査とならんで、森林保全施策や土地利用の改善をふくむ多角的な洪水対策を検討し、「千歳川放水路」が真に必要で有効な方策なのかどうかを、道行政の責任において総合判断すること

を強く要望いたします。

「狩勝高原サホロリゾート開発事業に係る環境影響評価書」に関する意見書

一九九一年七月十六日

北海道知事　横路　孝弘様

㈳北海道自然保護協会
会長　小暮　得雄

「狩勝高原サホロリゾート開発事業に係る環境影響評価書」を縦覧、検討した結果、つぎのとおり意見書を提出いたします。

記

I　自然環境保全上の問題点

(1)　佐幌岳南斜面の開発は、植生保護・景観保全・防災上問題があること。

スキー場ゲレンデの新設が予定されている佐幌岳南斜面の植生は、山頂部から標高約八〇〇m付近までがササ群落と高山低木群落、標高六〇〇m付近までがダケカンバ林、国道のある標高約五〇〇m付近までがトドマツ・カラマツの造林地となっているが、全体としては狩勝峠から続くダケカンバ林として把握される。このダケカンバ林は再

生林ではあるが日高山脈に共通するひとつの代表的植生で、景観的にも美観を呈している。佐幌岳山頂一帯は、コケモモ・トカチフウロ・ミヤマオダマキ・ハクサンチドリなどの高山植物が低木のなかに群落を形成しており、これらは山頂部や稜線のごく狭い限られた部分にしか存在しておらず、佐幌岳の植生のなかでは貴重な存在になっている。また、ヒメギフチョウの食草として知られるオクエゾサイシンも確認されている。

ゲレンデの造成は、これらの植生や景観を著しく損なう可能性が強く、特に山頂部にまで延びるゲレンデは高山性植物群落を壊滅的状況にする恐れがあり、また景観の面では南面の開発は狩勝峠からも一目瞭然であり（環境影響評価書の景観図参照）、加えて今回の事業計画では下部の国道沿いにホテルを、山頂近くの最上部には展望レストランを設ける施設計画になっていてこれらも望見されることから、好ましくないと考えられる。狩勝峠は日本新八景にも選定されており、その面からも相応しくない。また、狩勝峠から当該地一帯にかけては、急斜面で冬期に雪崩等が発生しやすく、下部の中腹を国道三八号線が通っており、防災上の見地からも好ましくない。

(2)　佐幌岳山麓北東斜面の開発は、森林育成（造林地）・河川および河畔林保護、水質汚染防止等の面で問題があること。

この地区には、一八H・一三五haおよび九H・九五haのゴルフ場が二つ隣接して造られることになっている。対象地は傾斜一〇度前後、ほぼ全域が造林地で北斜面はカラマツ、東斜面はトドマツが主体となっている。東斜面の一部にササ原の無立木地もあるが、全体的には大変よく生長している。若齢のものが多いが、ところによっては樹高一〇m前後になっている林もあり、環境林としての役割も増大している。当該地には、佐幌川の支流の上新内川、北新内川、新幌川など数本の河川が走っており、この沢沿いの斜面にはシナノキ・ホオノキ・イタヤカエデ・オニグルミ・ヤチダモ・ミズナラなど広葉樹を主体にした立派な林が出来ている。今回の大規模なゴルフ場の造成は、育成に時間をかけ比較的良好な状態にある造林地の大半を無に帰すことであり、またゴルフ場に包囲される支流河川と河畔林は、周囲との関連を弱められ変質する可能性が高い。

ゴルフ場予定地の上部は傾斜角一五～三〇度の山地斜面になっており、集水域がすべて佐幌ダムを中心とした佐幌川に集中していることを考えると、森林の減少に伴う同河川・ダムへの影響も心配される。また、ゴルフ場の農薬使用量は年間殺菌剤三種類五四六kg・一種類一六八ℓ、殺虫剤一種類五〇ℓ、除草剤一種類一四ℓとなっているが、"農薬の流出についてはゴルフ場の形状、地表面の形状、散布時と降雨時の経過時間、降雨の状況などによって異なり、現時点では明確な予測方法が確立されておらず、予測結果についても不確実な要因を数多く含むため"佐幌ダムや佐幌川の汚染が心配される。更に、農薬は散布時に二割程度は空中に漂うとされており、使用量についてもあくまで心づもりの量であり病虫害の発生時には著しく増大するのが普通であるから、この傾向は更に強まるものと考えられる。

(3)　事業予定地の中にエゾチッチゼミ・チャマダラセセリ・オオルリオサムシ・ヒメギフチョウなど着目すべき昆虫類が確認されているほか、エゾナキウサギの小規模生息が確実視されており、事業の実施による影響が決して軽微でないこと。

本事業予定地に生息する動物類は、今回の「環境影響評価書」によっても哺乳類九科二〇種、鳥類五科六二種、両生類・爬虫類五科七種、陸生昆虫一一七科六三四種、水生昆虫六目四六種および魚類三科六種が確認されており、全体として豊かな動物相を示している。この中には、「特定昆虫類」のエゾチッチゼミ・チャマダラセセリ・カラフトタカネキマダラセセリ・ヒメウスバシロチョウ・シロオビヒメヒカゲ・オオルリオサムシ・アイヌキンオサムシが含まれているほか、地元の研究者によってヒメギフチョウの生息が確認されており、また「環境影響評価書」では"現在生息していないものと思われる"とされているエゾナキウサギが、やはり地

元の研究者の調査によって圏域内のガレ場に、小規模に生息していることが確実視されている。これらは、山頂まで延びる南斜面のスキーゲレンデ、北斜面の同じくスキーゲレンデ、北東山麓部の合計二七H二三〇haにおよぶゴルフ場の造成による著しい環境変化によって、大きな影響を受けるものと考えられる。また、ゴルフ場で使用される農薬の影響も無視できない。

II 要望

以上の問題点にかんがみ、当協会としては、つぎの諸点にわたって、本事業計画が大幅に変更ないし修正されるよう要望いたします。

(1) 佐幌岳南斜面のスキー場ゲレンデ造成は全面的に取り止めること。

(2) 山頂部の展望レストランの新設は取り止めること。

(3) 北東山麓のゴルフ場計画にはとりわけ問題が多く、取り止めること。

(4) 北斜面、北東斜面の開発は、残存森林を最大限に活かし開発を最小限に抑えること。

(5) 山頂部および北・北東面の動物調査を更に綿密に行うこと。特に、エゾナキウサギ・ヒメギフチョウなどの詳細調査を実施すること。

以上

森林生態系保護地域の新たな設定についての要望書

一九九一年七月二十六日

林野庁長官　小澤　普照様
北海道営林局長　原　喜一郎様

㈳北海道自然保護協会
会長　小暮　得雄

さる四月二十二日の林野庁発表によると、従前の十二ヵ所にひきつづき、今後新たに全国で十四ヵ所の森林生態系保護地域が設定されることになり、その中には、本道内の四ヵ所（大雪山忠別川源流部、日高山脈中央部、漁岳周辺、狩場山地須築川源流部）も含まれております。

ご高承のとおり、森林生態系保護地域の設定は、五年前に始まった知床国有林伐採反対運動をはじめ貴重な原生的自然を永久に保存させようという全国各地の運動が原動力となって生まれた自然保護行政の新機軸であり、その意味で国民と林野当局との協同の成果である、といっても過言ではありません。

こうして、森林生態系保護地域の設定のありかたは、この運動に参加した私たちないしは国民全体にとって、知床の地域設定につづく大きな関心事であることから、ここに次の諸点を関係当局に強く要請する次第であります。

記

(1) 林野当局は、今回の設定をもって終わりとすることなく、さらに広く国民、有識者ならびに自然保護団体などの意見を求め、ひきつづき新たな設定を進める姿勢を明らかにされること。

先日、本協会の会長ならびに常務理事が北海道営林局を訪れた際に受けた説明によると、林野当局は、前回の十二ヵ所および今回の十四ヵ所の設定をもって、森林生態系保護地域の設定をほぼ終える意向の由であります。しかし、この四ヵ所以外にも、本道にはなお保護すべき貴重な原生的自然林が多数存在しており、かりに今回で設定を終えるとすれば、林野庁長官通達（一九八九年四月十一日付）でいう「(1)わが国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林の区域……(2)その地域でしか見られない特徴を持つ稀少な原生的な天然林の区域……」が、あまりに狭く解釈・適用されすぎている、といわざるをえません。

世界的に見ると、明年には生物学的多様性に関する枠組み条約が国連で締結される予定であるなど、こうした地域がいっそう広汎に設定されるべき方向にあります。また、現在の地域設定が、国有林内に限定されていることも、時代遅れの感を免れません。

かような観点から、林野当局には、ひきつづき設定の作業を進める姿勢を明らかにされるよう、強く要請するものです。

(2) 保護地域は、可能な限り広く設定されるよう、林野当局がイニシアチブを取ること。

前回も概してそうであったように、今回の道内四地域についても「大雪山忠別川源流部」というように区域が狭く限定されており、はたしてこれで保護目的が達せられるのかどうか、疑問なしとしません。したがって、区域の具体的な線引きに際しては、野生動物を含む原生的自然の十全な保護という観点に立ち、各方面協議の上、可能な限り広い区域が設定できるよう、ここに要望いたします。

(3) 各地域の設定委員会には、㈳北海道自然保護協会と北海道自然保護連合、ならびに各地域の自然に造詣が深く、又運動の実績もある

地元の自然保護団体の代表を、各団体の推薦にもとづいて加えるよう、措置されること。

もともと、生態系保護地域の思想を導入した一九八八年の林野庁検討委員会答申においては「国民の合意を得るための体制の確立」が強調されたのであり、前回の知床生態系保護地域設定委員会の発足にあたっても、私共はこの点を再三強く要請いたしました。にもかかわらず、この答申を生む大きな推進力となった北海道自然保護連合と地元の知床自然保護協会の代表を同委員会に含めなかったことは、道内自然保護関係者の間に当局に対する大きな不信を残す結果となっております。また、この点は、前回の知床生態系保護地域設定委員会の最終答申に際し、当協会の会長（当時）・副会長を含む少数意見においても指摘され、要望されているところであります。

以上の趣旨をご理解の上、今回の委員選任に際しては、前回の事態を繰り返されることのないよう、改めて強く要請するものであります。

阿寒国立公園区域内ゴルフ場計画の中止を求める要望書

一九九一年七月二十六日

環境庁長官　愛知　和男様
北海道知事　横路　孝弘様
弟子屈町長　吉田千代司様
森久エンジニアリング
社長　廣海　光一様

㈳北海道自然保護協会
会長　小暮　得雄

現在、弟子屈町コタン地区で十八ホールのゴルフ場を中核とする「弟子屈複合リゾート計画」が立案され、北海道と事前協議中と伝えられております。

当協会では最近、常務理事二名を送って現地の実情の把握に努め、七月十三日の理事会においてその調査結果を慎重審議した末、下記のように本計画の中止方を弟子屈町ならびに計画の主体である森久エンジニアリング社長に申し入れるとともに、道知事ならびに環境庁長官に宛てて緊急の要請を発することになりましたので、宜しくお取り計らい下さいますようここに強く要望いたします。

記

1　本道においては昨年十一月にゴルフ場規制要綱が制定されましたが、ゴルフ場の増設は依然として止まらず、本年六月一日現在の総数は事前協議中の計画を含めて二三一、じつに昨年十月段階の既設数一二二のおよそ二倍に達しております。当協会はすでに昨年十月、本道ゴルフ場がもはや過剰である、という基本認識に立って、ゴルフ場の今後の造成は自然保護の見地から全面的に凍結されるべきこと、とりわけ自然公園区域ないし「すぐれた自然地域」における造成は厳しい規制されるべきこと、を、道知事に要望いたしました。

2　本計画の予定地は、わが国の代表的な自然公園である阿寒国立公園の区域内にあり、その西端は屈斜路湖畔から百㍍内外の近さに位置しております。町当局は、計画の一条件として汚水を外に出さないよう指導している由でありますが、企業者の説明によっても場外への汚水流出を完全に阻止することはもとより不可能であり（「浄化」後排出予定）、大雨などの場合には屈斜路湖に農薬を含む汚水が大量流出する可能性も残されています。

屈斜路湖から流出する釧路川は、釧路市を含む下流市町村の唯一の上水源であり、またわが国第一号の湿原国立公園である釧路湿原の水系に接していることをあわせ考えると、まことに由々しい事態といわなければなりません。

3　もともと国立公園は、万人のために美しい自然環境を保全し、広く自然の探勝や保養に開かれるのが本来の姿であり、かぎられた少数者が独占・利用するゴルフ場等の施設は、「国立公園事業」の対象からも除外されるべきものであります。国立公園内の道路新設についても、国の自然環境保全審議会が、かつて（昭和四十八年）、「社会的にぜひ必要であって他にかわる手段がない場合にのみ」認められるとしたことを想起すべきでありましょう。

本計画の承認を契機として、類似の計画が道内の自然公園内にあいついで立案・実施されるであろう事態を考えますとき、当協会は、本計画が中止されるべきこと、また何らかの開発が必要な場合には、自然環境の破壊をともなわない計画へと変更されるべきことを、関係者に強く要請せざるをえません。

4　なお、今回の調査の結果、かつては清浄だった屈斜路湖の水質がかなり汚染されている様に見受け

られました。町当局も、弟子屈町に下水道が整備されていないことを認めており、生活排水が一見して処理不完全な温泉排水とともに湖水に流入していることは明らかであります。国立公園内の湖水がこうした状態に陥っていることに、当協会は改めて驚きの念を禁じえません。

監督官庁としての環境庁におかれては、同町の下水道整備のため特別の措置が講ぜられるよう、関係機関への働きかけを含めて善処されることを、この機会に、強く要請いたします。

「大滝高原森林空間総合利用整備事業に係る環境影響評価書」に関する意見書

一九九一年九月九日

北海道知事　横路　孝弘様

㈳北海道自然保護協会
会長　小暮　得雄

下記のとおり、本事業は環境に与える影響が大きく、とくに国有林を対象として実施する必然性はまったく認められないので、根本的に見直し、事業計画を中止されるよう、意見を申しのべます。

記

1　大規模レクリエーション施設の造成は自然生態系に与える影響が大きく、しかも、本事業には緊急性、必要性が認められないこと

本事業は国有林を対象とする「森林リゾートエリアの創設」であり、そのレクリエーション施設の主要部はゴルフ場、スキー場、テニス場、ホテル等、いわゆるリゾート三点セットによって占められている。

現在の北海道におけるゴルフ場、スキー場等のリゾート関連施設は明らかに供給過剰であり、たとえば北海道新聞社説「再検討すべきリゾート開発」（一九九一／八／二三）でも説かれているとおり、新設を抑制し、整理すべき段階を迎えている。

そのような状況のなかで、貴重な国有林を対象として、大規模な森林伐採や地形改変を伴い、野生動物の生息環境を悪化させるような本事業を緊急に実施しなければならない必然性はまったくない。

本事業は国有林のヒューマン・グリーンプランに基づいたものであるが、民間のリゾート開発だけですでに過剰であるにもかかわらず、このように、国民からの野外レクリエーション需要の要求もないまま、国有林の森林環境が大規模に改変されることには大きな問題がある。

2　本事業の実施により、土砂崩落、水害、水質汚濁等の災害が発生する恐れがあること

「概要」リーフレットの土地利用計画によれば「残置森林率八九・二％」で、いかにも多くの森林を残すかのように表面的な体裁を整えているが、これは本事業の最終的な姿ではなく、第二期工事予定地を含んだ範囲の残存森林である。したがって将来は森林が失われることが明らかであるにもかかわらず、その点には言及されていない。第二期工事の内容が未定であれば、当然のこととして、第一期工事の範囲で残存森林を計算すべきで、そうなれば残存森林率ははるかに過小なものとなる。

すなわち同「概要」によれば、「レクリエーション施設とその関連施設」一七六・二九haのうち「植生消失範囲」は一五五・三一haで実に八八・一％に達し、「現況のまま利用する範囲」はわずかに二〇・九八ha、一一・九％に過ぎない。このように一五〇haを超える規模で集中的な森林伐採と地形の改変が行われることは、土砂崩壊、出水等の災害を発生させる危険を増大させるものである。

さらに環境影響評価書には記載されていないが、一般的なゴルフ場造成では、地盤凝固剤や土壌改良剤を使用しており、これらの中にはマンガン、ヒ素、鉛等の重金属が含まれ、環境に与える影響が懸念され、またゴルフ場で使用される農薬や肥料も水質汚濁を加速させる恐れがある。

さらにまた、ゴルフ場予定地は休廃止鉱山の褐鉄鉱鉱床の上に立地している。周知のように長流川の幌別硫黄および徳舜別の休廃止鉱山から流出した強酸性あるいは重金属を含む鉱山排水は、昭和四〇年代から五〇年代にかけて長流川に流出し、長流川の水質を著しく汚濁させたばかりでなく、洞爺発電所が長流川の水を洞爺湖に取水しているため、洞爺湖の水質汚濁の原因となり、大きな社会問題となっていたのである。

これは多くの関係者の永年にわたる公害防止の努力によって、今日ではほぼ解決しているが、この休廃止鉱山の鉱床の上に、ゴルフ場が造成されることは、重金属汚染などの汚染を再びくり返す恐れが大きく問題である。

長流川では昭和五〇年代だけで

も、昭和五六、五七年に水害が発生しており、現在も治水対策が行われている河川である。その流域に所在する国有林が、収入確保を眼目とするヒューマン・グリーンプランのリゾート開発で、国土保全に逆行し、下流域に上記のような影響を与える恐れのある事業を実施することは、きわめて適切さを欠く行為である。

3　環境影響評価の「鳥類調査」はきわめて不完全であること

環境影響評価書（一〇〇頁）では、「事業予定地及びその周辺の、鳥数の秋期の渡りコースとしての価値を評価する目的で行った鳥類標識調査結果では、その鳥数から判断して当地域が特に重要なものでないことがわかった」と断定している。

ところが、その根拠となる標識調査は十月九日から十五日のわずか七日間しか行われていない。渡り時期は鳥の種類によって異なることから、秋季の渡りコースとしての価値は九月から十一月までの間を調査しなければ判断できないのは当然である。十月九日から十五日までの短期間の調査で「重要なものでない」と結論づけるのは、環境影響評価の調査としては非科学的といわざるを得ない。

（紙面の都合で一部割愛させていただきました。）

NCニュース

協会の活動

（会場記載のないものは事務所で実施・敬称略）

第十回常務理事会（拡大）

一九九一年五月七日

出席者　小暮得雄、俵浩三、今村明信、紺谷友昭、中野徹三、柳沢信雄、熊木大仁、滝口亘、土方晃（九名）

議題

一、役員選出規程の改正について

小委員会の検討結果と前回理事会での審議結果をふまえ結論を出した。

二、団体会費の値上げについて

一九九二年度から値上げすることとし、上げ幅は後日検討する。

第一二五回理事会

一九九一年五月十八日

出席者　小暮得雄、鮫島惇一郎、俵浩三、今村明信、紺谷友昭、中野徹三、福地郁子、柳沢信雄、熊木大仁、中川元、林吉彦、土方晃、平井百合子、三浦二郎（十五名）

報告

一、オムシャリ沼、千歳及び支笏湖周辺、赤井川リゾート、小樽赤岩等の現地調査の結果が報告された。

二、森林生態系保護地域の追加指定について、道内から大雪山忠別川源流部、日高山脈中央部、狩場山地須築川源流部、漁岳周辺の四地域が林野庁案としてまとまったことが報告された。

三、赤井川リゾートに関する協会要望書に対し、道から、追跡調査を行うとの回答があった。

議題

一、入会者の承認について

A会員八名、学生会員三名、団体会員一の入会が承認された。

二、役員選出規程の改正について

拡大常務理事会で了承された原案の内、第十三条の表現を一部修正し、本日の総会に諮ることになった。

三、北方領土の自然保護について

要望書宛先に法務大臣を加え、原案通り決定し、本日の総会に諮ることになった。

一九九一年度第一回拡大常務理事会

一九九一年六月十四日

出席者　小暮得雄、鮫島惇一郎、俵浩三、今村明信、紺谷友昭、中野徹三、福地郁子、熊木大仁、寺島一男、土方晃、平井百合子、三浦二郎、山本行雄（十三名）

議題

一、千歳川放水路計画について

道の独自調査に対して、自然環境に限定せず、流域の森林保全・土地利用の改善・代替案の検討等を含めるべき、を主旨とした要望書を出すことが決まった。

二、各地リゾート開発への対応について

①赤井川リゾートについては引き続き注視していく。

②サホロリゾートのスキー場の増設等の問題は、計画内容の検討を行った上で対応を決める。

③屈斜路湖畔のゴルフ場計画については、国立公園内であることから、反対する方向で対応する。

三、道々士幌然別湖線について

計画推進の動きがあるため、改めて協会の基本的姿勢が確認された。

四、森林生態系保護地域設定について

将来設置される検討委員会のメンバーに、当協会のほか道連合、地元自然保護団体を入れるよう求めていくことが確認された。

（抄）

新会員紹介

91・5・18〜91・9・21現在

【個人A会員】

松田佐吉　藤谷道代
浅野喜三雄　深浦英俊
角　敏憲　村山ケイ子
若山ひろみ　小林法道
周藤賢治　房川樹芳
志津野正信　与那覇モト子
杉浦功悦　早川理江子
坂田義成　高橋美智子
阿部義孝　荒井春夫
荒川昌伸　有田　晋
石垣重明　石川綾子
今井真司　薄葉郷子
氏江敏文　大谷秀一
川南直典　小寺厚士
小林文男　小松隆夫
後藤洋子　吉川一茶
隈　由美子　栗原洋子
黒田千世　佐々木哲博
佐々木隆元　佐藤源嗣
嶋崎佳夫　関根彰子
高田彰一郎　高橋典久
高見八代美　田中晴夫
千葉幸雄　中島　稔
中田勝雄　長　暎子
橋場勝美　堀　悦雄
松本　昇　水間秀文
山口保夫　脇本　隆
渡部英一　渡辺　昇
中野定幸　池田啓介
坂元雅行　戸塚美波子

【個人B会員】

小暮清子

【学生会員】

野田葉子　吉村桃子
楊　坤

【団体会員】

洞爺自然環境保護協会
洞爺カルデラの自然を守る会

（敬称略）

掲示板

「第四回鳥たちの四季」―コムケ湖の自然・スライド上映会―

日時／十一月三日(日)午後一時から

場所／道立流氷科学センター（紋別市元紋別）

入場／無料

☆十年間観てきたコムケ湖の鳥たちと美しい自然の姿を全て見せます。

問い合わせ先　大館　和広
（☎〇一五八二―四―二八〇八）

講演会のご案内

今回は、一九九一国際水辺環境フォーラムのため来道される桜井善雄先生にお願いしました。

先生は応用生態学がご専門。水辺の環境をより良いものにするため、活発な活動を続けておられ、今年六月には、水質保全功労者賞（環境庁長官賞）を受賞されました。

たくさんのスライドを使って、楽しい、そして勉強になるお話をして下さいます。

日時／十月六日(日)午後二時〜四時

場所／北海道自治労会館
札幌市北区北六条西七丁目
（京王プラザホテル北側）

内容／「水辺の価値―いきものたちとの共存」

講師／桜井　善雄先生
（信州大学教授・長野県水辺環境保全研究会会長）

☆入場は無料です。ふるってご参加下さい。

雪だるま基金

小原流全道青年部　二、五〇〇円

☆ありがとうございました。（敬称略）

〔雪だるま基金納入方法〕
郵便振替口座　小樽五―一一七一八
口座名　(社)北海道自然保護協会

寄贈図書

寄贈者　三浦二郎
・「北海道地域別鳥類リスト」
一九九一年五月

寄贈者　(財)前田一歩園財団
・「北海道自然環境図譜」

寄贈者　八木健三
・「滅びゆく森」
・「草木をたずねて―函館附近の植生」
・「札幌の河川」
・「森林を健全に育てるための林野行政の改革」
・「エゾヒグマ―その生活をさぐる―」
・山・旅・友
・ニュークリア・レインのあとに
・こぶしの花
・日本の原子力発電―安全な開発を

めざして―
・カモシカ騒動記―天然記念物は害獣か―
・北こそフロンティア
・家畜はいずこへ―ある食肉恐慌論―
・北海道木材・林業の変遷
・VOLCANO・WATCHING
・地下水管理モデル・世界の現状とすう勢
・グッドバイ・ロンゲラップ―放射能におおわれた島―
・有珠山噴火と環境変動
・生物地球化学―環境科学への基礎と応用―
・ヒマラヤの動植物
・いわき海岸紀行
・開発と公害（ダム問題特集号）

寄贈者　俵　浩三
・緑の文化史

寄贈者　㈶日本自然保護協会
・長良川河口堰事業の問題点

寄贈者　㈱財研
・RISE 1991, vol 3

北海道自然保護読本の紹介

北海道自然保護読本は、自然保護精神の普及を目的に、一九八四年度から協会が毎年発行しているもので、道内各市町村、図書館・公民館図書室、大学・短大・高校などに寄贈しています。

〔最近発行のもの〕

「水と私たち」
　地球の水の起源、人間と水とのかかわり、水の環境などを分かりやすく解説。

「身近な自然」
　身近な自然の楽しみ方、北海道の薬草、身近な自然を守り育てる活動、自然を傷つけない暮らしなどを紹介。

「動物と私たち」
　北海道の代表的な動物をとりあげ、その生息及び人とのかかわりについてやさしく解説。

内容は社会人を対象として執筆されており、本のサイズは新書判です。これらの本をご希望の方は直接協会事務局までお申し込み下さい。

頒価　各五〇〇円（会員は四五〇円）、送料別。

NC編集室より

・今回掲載予定の「公共事業を考える―河川―」は、執筆者のご都合で、しばらく掲載を延期いたしますので、ご了承下さい。

・次号は十一月二十日原稿締切り、十二月二十五日頃発行の予定です。会員の皆様の投稿をお待ちしています。

　また来年一月以降に観察会や勉強会などを計画され、会員へのPRを希望される方は「掲示板コーナー」をご活用下さい。

（紺谷・土方）

事務局より

・会員名簿を作成しますので、同封の会員カードにご記入の上必ずご返送下さい、正確な名簿を作るために是非ご協力下さい。

・会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方は至急納入をお願いいいたします。

　また住所・連絡先及び会員区分を変更された方は、お手数でも早目にお知らせ下さい。

個人A会員　四、〇〇〇円
個人B会員　二、〇〇〇円
（A会員と同一世帯の会員）
学生会員　二、〇〇〇円
団体会員　一口　一〇、〇〇〇円

〔会費納入方法〕
郵便振替口座　小樽一―四〇五五
北海道拓殖銀行本店〇一七二五九
（普通）
北海道銀行本店　一〇一四四四
（普通）

一九九一年九月三〇日
〒060 札幌市中央区北三西十一 加森ビル5 六階
発行所　社団法人 **北海道自然保護協会**
電話（〇一一）二五一―五四六五
発行人　小暮　得雄
印刷　㈱北海道機関紙印刷所

この紙は再生紙を使用しています